

自治組織の活性化を目指して！

自治会・町内会への補助メニュー



まちが生き生きと輝くためには、そこで暮らす人々や自治組織が生き生きと輝くことが何よりも大切です。そのためには、自治組織がそれぞれの地域の特色を生かして自主的なコミュニティ活動を推進し、安心して安全な心ふれあう豊かな地域環境をつくっていくことが重要です。

このパンフレットには、地域の特色を生かした自主的なコミュニティ活動を推進していくための自治組織に対する補助メニューが掲載されています。

これらの制度を十分に活用して、暮らしやすいまちづくりを進めていきましょう。

(赤字は変更があったもの)

補 助 金 の 種 類	担当課	お問い合わせ
地域集会所設置費補助金 (事例 1、2)	まちづくり 企 画 課	電話 482・0612
地域コミュニティ活動推進事業補助金 (事例 3)		
子ども広場等整備費補助金 (事例 4)	建設農林課	電話 482・0614
環境衛生改善事業補助金 (事例 5)	町 民 課	電話 482・0613
防犯灯設置要綱 (事例 6)	総 務 課	電話 482・0611
自主防犯活動団体支援事業補助金 (事例 7)		
防犯カメラ設置助成事業補助金 (事例 8)		
自主防災組織補助金 (事例 9)		

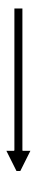
令和 5 年 4 月
早 島 町

—— 補助の手続きの方法 ——

事前にご相談いただくと、手続きがスムーズに行えます！

①申請書を提出

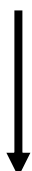
・・・事業計画書、見積書など添付書類が必要です



補助金交付決定通知書が届きます。

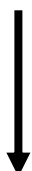
②事業に着手し、完了

・・・事業内容を撮影してください



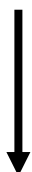
③実績報告書を提出

・・・領収証書、写真など添付書類が必要です



補助金確定通知書が届きます。

④補助金請求書を提出



振込通知書が届きます。

⑤補助金の振込み

・・・請求書提出から 10 日程度

事例 1 公民館にイスを備え付ける

購入費（製作の場合は材料費）の 1/3 を補助します。

この補助は、自治会等が設置する地域集会所の備品購入に対して行われるものです。

補助額は、備品等の購入・製作実費の合計額に 1/3 を乗じた額（千円未満切捨）となります。

例)

■椅子 6 脚を購入

$2,000 \times 6 = 12,000$ 円

⇒ 4,000 円を補助

■椅子 6 脚を製作（材料費 9,000 円）

⇒ 3,000 円を補助



対象となる備品の例

補助 対象 品 目	机 座机 椅子 保管庫（棚）・金庫 黒板（ホワイトボード） CDラジカセ 座布団 時計	ストーブ 扇風機 コンロ コンロ台 印刷機（コピー機） カーペット（畳上敷） 流し台・調理台 テレビ	ビデオデッキ DVDプレーヤー 暗幕 カーテン 掃除機 冷蔵庫 拡声器 エアコン	湯沸器 ワープロ・パソコン 掲示板 畳 血圧計 ソフトボール用品 グラウンドゴルフ用品 その他
--------------------	--	---	---	--

その他の品目については、町長が各自治会等の活動を実施するうえで必要と認めるものとします。



まちづくり企画課（電話 482・0612）

事例 2 公民館のトイレを改修したい

修繕費の 1/3 を補助します。
ただし、10 万円以上の修繕に限ります。

このメニューは、自治会等が設置する地域集会所の整備に要する経費の一部を補助するものです。

補助率と限度額は内容により異なります。次ページの対象事例を確認いただき、ご不明な点についてはご相談ください。



例)

■既存集会所の修繕

修繕工事 600,000 円 ⇒ 200,000 円を町が補助します。

修繕工事 80,000 円 ⇒ 補助対象外となります。

■公民館新築で経費が 20,000,000 円の場合

経費 20,000,000 円 $\times 1/2 = 10,000,000$ 円 $>$ 補助限度額 4,500,000 円

⇒ 4,500,000 円を町が補助

対象となる事例

区 分		①補助率（千円未満切捨て）	②補助限度額
集会所を取得	集会所を新築、改築	本体工事、附属設備工事、周辺整備工事、設計監理に要する経費の 1/2	450 万円
	既存建築物を集会所として購入	購入実費の 1/2	450 万円
	既存建築物を購入し修繕	購入実費及び工事实費の合計額の 1/2	450 万円
集会所を増築		本体工事、附属設備工事、周辺整備工事、設計監理に要する経費の 1/3	250 万円
既存集会所を修繕（10 万円以上）		工事实費に要する経費の 1/3	150 万円
既存集会所に公共下水道を接続		給排水衛生設備工事、検査手数料に要する経費の 1/2	50 万円

表の①により計算された額と②の補助限度額を比較して、いずれか低い額が補助金として交付されます（千円未満切捨）。



まちづくり企画課（電話 482・0612）

事例 3 自治会で新しくイベントを開催する



経費の 1/2 を補助します。（1 事業につき上限 10 万円、3 回まで）
ただし、各自治会、1 事業のみ補助率 1/3 で継続できます。
また、複数自治会で協働して実施する事業については、補助率及び補助上限額が上乘せされます。

この補助は、自治会等が自主的に実施する地域コミュニティ活動に要する経費の一部を補助するものです。

例）グラウンドゴルフ大会を開催する

自治会で開催：経費 400,000 円×1/2＝200,000 円＞補助限度額 100,000 円
⇒100,000 円を町が補助



対象となる事例

対象事業	事業内容	具 体 例	対 象 経 費
地域住民の生活充実のための事業	地域住民の文化芸術活動	文化祭・音楽会・映画会・絵画展等	謝礼・消耗品費・会議費・印刷製本費・通信運搬費・借料
	地域住民のスポーツ及びレクリエーション活動	スポーツ、レクリエーション大会・運動会・オリエンテーリング・ウォークラリー等	同上
	地域住民の学習及び趣味に関する活動	各種講座、講習会の開催・クラブ活動の支援等	同上
地域の活性化、地域問題解決のための事業	地域の健康福祉の充実に関する活動	介護実習会・子育て支援・給食サービス・健康づくり教室・啓発講演会・健康づくりの推進に関する事業等	同上
	地域の安全確保に関する活動	地域巡回活動・安全マップ、看板などの作成・フェンスなど安全施設の設置・安全教室や応急処置の講習会等	謝礼・消耗品費・会議費・印刷製本費・通信運搬費・借料・工事費
	地域文化の充実、伝統文化の継承・保存に関する活動	コミュニティ祭り、七夕・月見・節分等季節の行事、歴史文化財の掘り起こしや解説板の設置等	謝礼・消耗品費・会議費・印刷製本費・通信運搬費・借料
	地域の生活環境整備充実に関する活動	花いっぱい運動、街路樹・シンボルツリーの維持管理、啓発看板の設置、景観整備、ごみ減量化とリサイクル推進	同上
	青少年の健全育成に関する活動	啓発講演会、児童文庫の設置、クリスマス会・人形劇などのイベント、地域での夜間補導・あいさつ運動等	同上
組織の運営に関する事業	ミニコミ紙の発行	自治会報や記念誌の発行、ホームページの開設等にかかる経費等	謝礼・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費
その他	町長が特に必要と認めた事業、活動		

※事業実施に要した経費に補助率を乗じた額（千円未満切捨）。

※1 事業につき、3 年間で補助限度とします。（ただし、各自治会、1 事業のみ期限を撤廃し、補助率 1 / 3 で継続できます）

※事業実施に要した経費のうち、食糧、販売に係る原材料費、賞品等に係る経費、親睦旅行などのバス等の借料は除きます。

※複数自治会で協働して行う事業については、補助率 2/3、限度額を 20 万円とします。（申請に際しては、連携する全ての自治会長の記名等をお願いして、代表して申請する自治体に対して補助金を交付します）



まちづくり企画課（電話 482・0612）

事例 4 子ども広場に新しい遊具を設置したい

経費の 2/3 を補助します。
ただし、補助には上限があります。

自治会等が行う子ども広場等の整備に要する経費の一部を補助するものです。



例) 子ども広場の新しい遊具の設置に、450,000 円
経費 450,000 円 $\times$ 2/3 = 300,000 円 (≦補助金上限額 500,000 円)
⇒300,000 円を町が補助

対象となる事例

補助対象経費		標準数量	備 考
対象構造物	対象整備種別		
遊具及び フェンス類 (時計、給水施設、照明、ベンチ等を含む)	設置	一式	耐用年数が 10 年以上のものを設置すること。
	撤去	一式	町の実施する点検により、撤去することが妥当と認められるもの

※補助金の額は、上限額(50 万円)と補助事業に要した経費の 2/3 に相当する額とのいずれか低い額が交付されます。ただし、特に町長が必要と認める場合は全額とします(千円未満切捨)。



建設農林課(電話 482・0614)

事例 5 ごみステーション(リサイクルステーション)を新設(修繕)したい

新設、大規模修繕の経費のうち 30 万円までは全額
その他修繕の経費のうち 20 万円まで全額
ただし、補助には上限があります。

自治会等が行う環境衛生事業の実施に要する経費の一部を補助するものです。



例) ステーションの新設に、550,000 円。
550,000 円 > 補助限度額 300,000 円
⇒300,000 円を町が補助
ステーションのその他修繕に、250,000 円。
250,000 円 > 補助限度額 200,000 円
⇒200,000 円を町が補助

対象となる事例

区 分	単 位	補助対象品目及び補助率	補助限度額
下水溝	1 カ所	共同下水溝の底張り材料費	50,000 円
ごみステーション及びリサイクルステーション	1 カ所	新設及び大規模修繕費	300,000 円
		その他の修繕費	200,000 円
	1 式	ネット、シート等ステーション必需品の 1/2	20,000 円
自治会等が購入する清掃器具	1 式	スコップ、ホーキ、くわ、鎌等の 1/2	10,000 円
	1 台	散粉器、草刈機等の 1/2	35,000 円

※補助額は、事業の実施に要した経費（補助率があるものについては、率を乗じた額）と補助限度額を比較して、いずれか低い額が交付されます。なお、品目の補助数量については、各自治会等との協議により決定します。



町 民 課（電話 482・0613）

事例 6 防犯灯を設置したい



基準を満たす場所には、町が設置します。

＜新規設置基準＞ 以下のすべての基準を満たす場所へ防犯灯を新設します。

- ① 犯罪や事故等が発生するおそれがあり、設置の必要があると認められる場所であること。
- ② 不特定多数の方が通行する公道であること。
- ③ 最も近くにある防犯灯から、おおむね50メートル離れていること。
- ④ 設置を希望する場所に、既設の電柱等がある。または、専用の柱を建てることのできること。
- ⑤ 利用目的が、特定個人のために限定されないこと。
- ⑥ 防犯灯を設置する場所から半径20メートル以内の関係者の同意があること。

＜設置申請＞ 防犯灯の設置は、自治会長・町内会長からの申請が必要です。個人の方から直接の申請は受け付けていません。

＜設置する防犯灯＞ LED防犯灯（10Wタイプ）

＜設置費用＞ なし（全額町負担）



総 務 課（電話 482・0611）

事例 7 自主防犯活動の備品が欲しい

経費の 1/2 を補助します。
ただし、補助には上限があります。

自治会等が行なう防犯活動を支援するため、経費の一部を補助するものです。

例) 防犯ベスト作成に、60,000 円。
 $60,000 \text{ 円} \times 1/2 = 30,000 \text{ 円}$
 $\Rightarrow 30,000 \text{ 円を町が補助}$
 ※限度額があります
 経費 300,000 円 $\times 1/2 = 150,000 \text{ 円}$
 $> \text{補助限度額 } 100,000 \text{ 円}$
 $\Rightarrow 100,000 \text{ 円を町が補助}$



対象となる備品の例

補助対象品目	ジャンパー、ベスト、腕章、懐中電灯、拡声器、青色回転灯、啓発用のぼりなど
--------	--------------------------------------

補助額は、防犯活動に使用する資材等の購入に要する経費に 1/2 を乗じた額と補助限度額 10 万円のいずれか低い額となります（千円未満切捨）。



総務課（電話 482・0611）

事例 8 防犯カメラを設置したい

1 台につき設置経費の 9/10 を補助します。ただし補助には上限があります（1 台につき 30 万円）。

自治会等が行なう防犯カメラの設置に要する経費の一部を補助するものです。

例) 1 台の設置経費に、300,000 円。
 $300,000 \text{ 円} \times 9/10 = 270,000 \text{ 円} \Rightarrow 270,000 \text{ 円を町が補助}$
 ※限度額があります
 1 台の設置経費に、400,000 円。
 $400,000 \text{ 円} \times 9/10 = 360,000 \text{ 円} > \text{補助限度額 } 300,000 \text{ 円}$
 $\Rightarrow 300,000 \text{ 円を町が補助}$



対象となる防犯カメラの要件

犯罪の防止の目的で、不特定多数の者が利用する道路、公園、駐車場、駐輪場等を撮影するものであること。また、岡山県策定の「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って管理・運用がなされることなどの要件があります。詳しくは、事前にご相談ください。



総務課（電話 482・0611）

事例9 自主防災組織を立上げたい、活性化したい



組織の設立及び活動の活性化を図るための経費の 3/4 を補助します。

また、補助には上限があります。

自主防災組織が事業を実施する際の経費の一部を補助するものです。補助額は、事業を実施する経費に 3/4 を乗じた額となります（千円未満切捨）。

なお、防災リーダー養成事業に限り、対象経費の全額を補助します。



例) 防災訓練に使用する担架など、
防災資機材の整備に、120,000 円。
 $120,000 \text{ 円} \times 3/4 = 90,000 \text{ 円} \Rightarrow 90,000 \text{ 円を町が補助}$
※補助限度額は 500,000 円

対象となる事業の例

事業名	事業内容
防災研修会等開催事業	①自主防災組織が防災に関する知識の普及啓発を図る事業 ②自主防災組織が防災研修会や講演会等を実施する事業
防災訓練等実施事業	自主防災組織が行う防災訓練等（防災資機材を使った防災訓練、災害図上訓練等）を実施する事業 ※訓練で使用した消火器、バール、はしご、担架など資機材購入についても補助を行います。 ※令和3年度から、安否確認訓練に使用する「無事ですタオル」を防災資機材の購入品目に追加しています。
防災資機材整備購入事業	自主防災活動に必要な簡易資機材倉庫等を購入する事業 ※利用後5年間は、この事業による資機材購入の補助を受けることができません。
防災リーダー養成事業	自主防災組織の構成員が防災士資格を取得するために必要な受講料を補助する事業 ※講座受講料、試験受講料、登録料（61,900 円）を自主防災組織へ補助します。

※対象事業に該当するかなど事前にご相談ください。



総務課（電話 482・0611）

その他の補助メニュー

次の補助金については、申請の必要はありません。

①自治会等活動推進交付金 【対象：全自治会等】

自治会等の活動を支援するために交付されるものです。人口、世帯数等により算出された額が、年2回（5月、11月）に分けて支払われます。自治会等の運営に係る費用（集会施設の維持管理費（水光熱費）等）のほか、自治会等で実施する行事に係る経費に対してお使いいただけます。

年度末に実績報告書を提出していただきます。

※交付金の一部又は全部が使用されなかった場合は、返還していただく必要があります。



まちづくり企画課(電話 482・0612)

②自治会等活動推進交付金（広報紙配布分） 【対象：全自治会等】

町広報紙の配布謝礼として支払われるものです。配布実績に応じて、年度の終わりにまとめて自治会等へ支払われます。



まちづくり企画課(電話 482・0612)

③リサイクル推進事業補助金 【対象：自主的に資源回収活動を行っている自治会等】

自主的に資源回収を実施している自治会等に対して交付される奨励金です。回収した資源ごみ1キログラムあたり6円を、年2回に分けて交付します。

交付対象品目	報 奨 金 額
紙類・布類・ビン類・ 金属類・ペットボトル	資源ごみ回収日に回収された資源ごみの重量に、1キログラム当たり6円を乗じた額を、上半期（4月から9月までの実施分）と下半期（10月から3月までの実施分）の2回に分けてお支払いします。



町 民 課(482・0613)